



山形県鮭川村・通称“トトロの木”

photo by Y.Wakaki

1978年6月12日、17時14分。

あなたは何をしていましたか？

私はこのとき4歳、近所の友達の家で母と一緒に遊びに行っていました。幼いながらもはっきりと覚えているのは、家の前の公園に地割れが起きたこと、家の基礎のコンクリートに大きなヒビが入ったこと、その後、水が出ない・ガスが使えないなどのしばらく不自由な生活を送ったこと…。この日宮城県で起きた地震は、マグニチュード7.4、これにより死者16人、重軽傷者10人、119人、住家の全半壊が4,385戸、部分壊が86,010戸という多大な被害が発生し、この地震は「1978年宮城県沖地震」と命名されました。(データは仙台市のHPより引用)

ここ数年にも震度5クラスの大規模な地震が宮城県付近で発生し、そう遠くない時期には1978年のものと同規模並みの宮城県沖地震が発生すると言われていています。それに備えて今年も6月12日には宮城県内各地で防災訓練が行われたと思いますが、いつ、どのような状況で地震が起こるかは誰にも予想ができません。かといって、あまり心配しすぎるのもよくありませんが、個人・家庭・会社・地域でできる地震対策もありますので、検討してみたいかがでしょうか。

詳しくは仙台市地震防災アドバイザー室まで。

<http://www.city.sendai.jp/syoubou/bousai-ad/index.html>

司法書士・行政書士 門田 修

社会保険労務士 門田 陽子





特集：会社法施行実務 類似商号規制の廃止

会社法施行前は、同一市区町村内において、同一の営業のために、同一又は類似の商号を使用し、それを登記することはできませんでした。しかし、会社法施行後においては同一本店所在地かつ同一商号でない限り、商号が既存の会社と同一又は類似であっても登記することが可能となりました。これにより、皆さんの会社と似たような商号の会社が、近くに出現する可能性は否定できません。ただし、全面的にOKということではなく、このような規制もあります。

【会社法第8条】

- ①何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- ②前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。
※また不正競争防止法においても他人の商号と同一又は類似のものの使用を同じような趣旨で制限しています。

昔と違い、会社などの法人の活動範囲は1つの市区町村内にとどまらず、場合によっては日本全国、全世界に拡大しています。そんな社会経済の中でこのような類似商号の規制というのが無意味になったというのが改正に至った理由です。既存の会社と同一又は類似の商号の使用を新規の会社に認め、万が一争いになった場合には裁判で決着を図るという事後救済の意味合いが強まったと言えますね。



気になるニュース 2006/6/8 宮城労働局

職場などで身体を触られたり、性的な言動を受けたりするセクシュアルハラスメント（セクハラ）について、宮城労働局への被害相談が2年間で倍増したことが、同労働局が4日までにまとめた2005年度の男女雇用機会均等法施行状況調査で分かりました。

相談の半分以上は、職場や酒席、出張などの場で触られたり抱きつかれたりといった「身体接触型」。加害者は上司が大半で、本来ならセクハラ防止の義務を負う社長自らがセクハラ行為に及んだ例も目立つということです。

セクハラ相談の増加について、同局は「事例そのものの増加とみるより、潜在的な被害者が数多くある中で、決心して相談してくる女性が増えていると理解している」と分析しています。



特集：試用期間 って一体何？！

そもそも試用期間は、労働基準法などによって法定されているものではありませんから、“労使の合意”により自由に設定することができます。試用期間を設けることはもちろん、設けなくても差し支えありません。

ただし、試用期間は労働条件の1つである以上、就業規則などに定める必要があります。

あわせて労働契約の締結時に労働者に対して、

- ①試用期間があること
- ②試用期間の長さ（試用期間の満了の時期）、試用期間中の労働条件
- ③試用期間中に解雇する場合または試用期間満了後に本採用を拒否することがある場合は、その旨と具体的な解雇事由または本採用拒否となる事由

などを明示することが必要です。③については、『決まった期間でここまで成長（習得・学習等）して欲しい。それができなければ本採用を拒否する。』という労働条件の継続にかかわる重要な項目ですから特に注意を払う必要があります。

なお、試用期間がある旨を明示しなかった場合などは、試用期間を設けなかったことにはならず、当初から通常の労働者として採用されたこととなります。なお、試用期間中の労働者にも原則として労働基準法など一般の労働者に適用されるすべての法令が適用されます。（続く）

秘書ミズホの ワンポイントリフレ VOL.6

「腰が痛い・・・」そんなとき。

～refresh～

身体を支える腰は、疲れがたまりやすく、痛みを持つ人も多いので日頃からのケアが大切です。腰の反射区は、かかとの側面部分。全体をもみほぐすように刺激しましょう。

また、腰痛の主な原因は筋肉の疲れ。ストレッチや休養をとることで筋肉をほぐすことが大切です。



～relax～

好きな香りでバスソルトを作りましょう。

天然塩・大さじ2に対してアロマオイル・2～4滴をよく混ぜるだけです。塩に含まれるミネラルには、身体を温め、疲れをとる効果があります。アロマオイルは、清涼感のあるミントや発汗作用のあるジュンパーなどがおすすめ。（柑橘系は刺激が強いため避けましょう。また、使用後はバスタブを洗い流してください。）

Kadota office.com 2006.6 #発行：2006年6月1日 #編集・構成：Kadota-Office



友人に差し上げるために創って頂いたクリスマスローズの花籠。小さいながら品があり、趣味の高さを感じさせてくださいます。

編集後記：今日は、私のパソコンのデスクトップに飾っている写真をご紹介します。左のフラワーアレンジメントは、先日、友人を囲んで行った食事会でプレゼントするために作っていただいたもの。このお花屋さんとはかれこれ10年以上のお付き合い～まだ私がOLだった頃（そんな頃もありました、ホントです、笑。）、職場の近くにこのお花屋さんがあり、よく寄り添って頂いては部屋に飾る1輪、2輪を頂いていました。お花の回転が非常に良く、常に仕入れたばかりの瑞々しい（と言う表現が適切かどうか分かりませんが・・・）お花が揃っていて、非常に安価なうえ、水切りがとても上手で花の持ちが良く、客単価数百円の私のような者にも丁寧に接してくださり、飾る時のポイントや色・花の組み合わせなどもたくさん教えて頂きました。当時から仲良くしている店員さんのセンスが大好きで、今もどちらかに差し上げる時、事務所や自宅に飾る時、他では得られない、“選ぶ楽しみ・支払額の満足感・出来上がり＆鑑賞中の満足感”の3拍子揃っているお店として、大変お世話になっていきます。素晴らしいなあと思うのは、店員さんの勉強熱心さ。『この花は？』と聞いたら、『何科（バラ科・・・）原産はどこで、でも今日仕入れている花はどこで栽培していて、暑さに強いとか、水は少なめとか、多めとか、光を好むとか・・・』日々変わる花々にもかかわらず、本当にビックリするような詳細情報が・・・アレンジも毎回新しい色目、姿を提案してくださり、毎回写真を撮るのが習慣になってしまいました。『花屋ですから。』簡単に仰いますが、専門性の追求と業務への誇りがピシシと伝わってきます。そして何より楽しそう！そんな時、経営者の方から『もっと皆が楽しく、忙しく働けるお店にしたいけど、ご存知の方いらっしゃるか？』と相談を受け、友人をご紹介。その後、厳しい予算を上手にやりくりし、見事に改装、お店の売上は2倍になったとか！人材を育て、利益を生み、幸せな職場を作る～この時代に理想の姿がここにあります。

発行：門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.kadota-office.com/> mail: info@kadota-office.com

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

